

条例案のうち、「第5章：子どもの権利の侵害からの救済」に定める項目の案を示します。

1. 救済委員の設置及び職務

- ①市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員（以下「救済委員（※1）」といいます。）を置くこと、
- ②救済委員の職務は、次のとおりとすること、を規定します。
 - ・権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
 - ・権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意（※2）に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
 - ・制度の改善を求めるための意見を表明すること。
 - ・勧告、意見表明等の内容を公表すること。

【補足】

（※1）救済委員は、独任制（原則として、一人の人により最終的な物事が決定される方式で、監査委員や札幌市オンブズマンで採用されています。）により、この救済機関を統括します。

また、p.10 「11. 調査員及び相談員」で記載のように、救済委員のほか、主に相談を担当する相談員、主に調査や調整を担当する調査員が置かれます。調査員、相談員は、救済委員と相互に協力・連携して、問題の解決に当たります。

（※2）救済の申立てがされない場合でも、マスコミの情報や、相談を受ける過程での情報などをもとに、救済委員の判断で調査の必要があると認める場合は、自己の発意で調査できます。

2. 救済委員の責務等

- ①救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等（※3）と相互に協力・連携を図ること、
- ②救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならないこと、
- ③救済委員は、在職中、退職後とも、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと、
- ④市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めること、
- ⑤市の機関以外の者は、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めること、を規定します。

【補足】

（※3）教育委員会や学校・施設等の現場はもちろん、官民含めた既存の相談機関、児童相談所や北海道警察などの関係機関、さらに、民生委員・児童委員などとの有機的な連携が必要です。

3. 救済委員の定数、任期等

- ①救済委員の定数は2人とすること、
- ②救済委員のうち1人を代表救済委員とし、代表救済委員は、救済委員に関する庶務を処理すること、
- ③救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意（※4）を得て委嘱すること、
- ④救済委員は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができること、
- ⑤市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、議会の同意を得て解嘱できること、
- ⑥救済委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長その他市長が別に定める者（※5）と兼ねることができないこと、を規定します。

【補足】

- (※4) 議会の同意を得ることで、救済委員の選任に中立性、権威性を持たせることができます。現在、札幌市オンブズマンの選任などが議会の同意事項となっています。
- (※5) 市長が別に定めるものとしては、政党その他の政治団体の役員、札幌市に主として請負をする法人その他の団体の役員などが挙げられます。

4. 相談及び救済の申立て

- ①何人も、子どもの権利（※6）の侵害にかかわる事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てができること、
- ②救済の申立ては、書面又は口頭で行うことできること、を規定します。

【補足】

(※6) 救済機関が対象とする「子ども」とは、原則として札幌市に在住する18歳未満の子どもをいいます。ただし、例えば、高等学校の場合、18歳未満の者と18歳に達した者とが、ともに同じ施設に在学していることがあります。公平性に欠く扱いになることも予想されます。したがって、高等学校等に在学する18歳、19歳の者については対象にするなど、未成年者が置かれている実情に応じて、適切な運用を図っていきます。

また、札幌市以外の市町村から、札幌市に通勤、通学する18歳未満の者について、該当する権利の侵害が札幌市内で発生した場合は、対象になります。

なお、札幌市から札幌市以外の市町村へ通勤、通学する18歳未満の者については、他の自治体に対し、協力を要請し、働きかけを行うことにしています。

5. 調査及び調整

- ①救済委員は、救済の申立てにかかる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとすること、
- ②救済委員は、救済の申立てが、救済にかかる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければならないこと（ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。）、
- ③救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ること（※7）ができること、
- ④救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができること、
- ⑤救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができること、
- ⑥救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整を行うことができること、を規定します。

【補足】

(※7)「中止」とは、今後の状況によっては、調査を再開することができると判断した場合を、「打ち切り」とは、その時点において調査を再開することができないと判断した場合をいいます。

6. 調査の対象外

救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとすること、を規定します。

- ・判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。
- ・議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- ・札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案に関するものであるとき。
- ・救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるとき（※8）。
- ・救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
- ・「5. 調査及び調整」②の同意が得られないとき。
- ・そのほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

【補足】

(※8) 札幌市オンブズマンは、市民の市政に対する苦情を調査し、必要に応じて勧告、是正要請等を行うものです。救済委員やオンブズマンについては、職務の遂行、地位の独立性を確保する必要があることから、これらの者による行為に関する事項を対象外としています。

7. 勧告等の実施

- ①救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができること、
- ②救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができること、
- ③勧告又は意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならないこと、を規定します。

8. 是正等の要請

救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができること、を規定します。

9. 報告及び公表

- ①救済委員は、勧告又は意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとすること、
- ②報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとすること、を規定します。
- ③救済委員は、勧告若しくは意見表明をしたとき、又は市の機関から是正等又は改善の措置の状況について報告があったときは、その内容を公表することができること、
- ④救済委員は、③の公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならないこと、を規定します。

10. 活動状況の報告

救済委員は、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表すること、を規定します。

11. 調査員及び相談員

- ①救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置くこと、
- ②調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱すること、
- ③「2. 救済委員の責務等」①～③、「3. 救済委員の定数、任期等」⑥の事項は、調査員等に準用すること、を規定します。

12. 委任

条例に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関する必要な事項（※9）は、市長が別に定めること、を規定します。

【補足】

（※9）組織に関する必要な事項としては、例えば、事務局の設置に関する規定などが考えられます。

また、運営に関する必要な事項としては、例えば、救済委員が発する各種通知に関する事項などが考えられます。

7

参考①救済機関のイメージ図

